

福県医発第2571号(地)
令和3年 1月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金」
の事業対象者期間の延長について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記支援金については、令和2年7月15日付け福県医発第1134号(地)にて、貴会宛てご連絡しております。

同支援金については、当初、令和2年2月から6月30日までの期間に、患者の身体に直接接する等の治療・看護に携わった医療従事者に対して給付されておりましたが、今般、別添のとおり福岡県保健医療介護部より、県内の新規感染者の発生状況等を鑑み、事業対象期間が令和3年3月31日まで延長するとともに、申請書類の提出期限を令和3年4月9日まで延長した旨、連絡がありました。

詳細につきましては、別添給付要綱等をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、同部より直接対象医療機関等に周知されておりますことを申し添えます。

2医指第2507号
令和2年12月10日

公益社団法人福岡県医師会長 様

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)

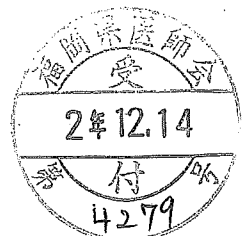


「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金（事業対象期間の延長）」
について（周知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、別添のとおり対象となる医療機関等に周知をしますのでお知らせします。

【問合せ先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県保健医療介護部 医療指導課
医師・看護職員確保対策室看護職員確保班
電話 092-643-3276



〔 関係医療機関の長
関係学校法人の長 〕 様

福岡県保健医療介護部
医師・看護職員確保対策室長

「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金（事業対象期間の延長）」
について（周知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、自らの感染リスクを顧みず、感染された方々への治療や看護に携わった医療従事者の方へ感謝・応援の気持ちを表すため、令和2年2月から6月30日までの期間に、患者の身体に直接接する等の治療・看護に携わった医療従事者の皆様に「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金」の給付を実施いたしました。

しかしながら、その後も県内の新規感染者は発生しており、依然として予断を許さない状況が続いています。このため県では、「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金」の対象期間を延長することとしました。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、医療機関におかれましてはご多忙の折、お手数をおかけしてしまい恐縮ですが、同封の給付要綱及びQ&Aをご確認の上、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

記

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症患者（以下、「患者」という。）の治療・看護に携わる医療従事者への感謝・応援の気持ちを表し、医療機関等を通じて、医療従事者一人につき一回限り、最大10万円の支援金を給付するものです。

2 支援金の給付対象者、申請者

(1) 給付対象者

令和2年2月から令和3年3月31日までの期間に、県内の患者受入医療機関及び県が用意した宿泊療養施設において、合計24時間以上、患者の身体に直接接する等の治療・看護に携わった医療従事者とします。

なお、本支援金は一回限りの支給であり既に本支援金を受領している方は対象外となりますので、ご了承ください。また、医療従事者の要件がありますのでご注意ください。

(2) 申請者

① 県内の患者受入医療機関の開設者

② 県が用意した宿泊療養施設への医療従事者の派遣要請を受けた医療機関の開設者及び法人の代表者

※ 上記①②を申請者として、給付対象者となる医療従事者をとりまとめることとします。

※ 医療従事者本人による県への申請はお受けできません。

3 支援金の受取方法

支援金は県から申請者に支払いますので、申請者から給付対象となる医療従事者へ支給していただき

ますようお願いいたします。

※ 既に離職された医療従事者についても、給付対象者の要件を満たすのであれば申請が可能です。
その場合は、離職前の医療機関において、当該職員に対してご連絡していただき、他の職員分とともに県への申請及び本人への支援金の支給をしていただくようお願いいたします。

4 申請書類の提出期限

別添資料を参照の上、申請をお願いいたします。

5 申請書類の提出（下記の宛先へ提出してください）

- (1) 申請書類及び確認資料については郵送にて提出してください。
- (2) 申請書類のうち様式1-1及び様式1-2（エクセルファイル）については、上記（1）の提出の他に電子メールでも提出してください。
提出の際、電子メールのタイトル及びエクセルファイルの名称を「支援金. **」としてください。
（「**」は各医療機関名を入れてください。）

6 送付書類

- (1) 本周知文：「福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金」（事業対象期間の延長）について（周知）
- (2) 福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金給付要綱
- (3) 福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金Q&A（第2版）
（「よくあるお問い合わせ①～⑥」を追加しました）

7 申請様式のダウンロード

申請様式については、福岡県庁ホームページの「ふくおか電子申請サービス」内に、申請に係る様式を掲載しています。（本周知文には同封していません）

- (1) 様式1 申請書
- (2) 様式1-1、1-2 対象者名簿
- (3) 様式1-3 誓約書
- (4) 様式3 実績報告書
- (5) 様式3-1 受領書
- (6) (様式1関係) 債権者登録申出書

※電子申請での申請手続きは行っておりません。

※「申請者情報登録」の必要なく、様式のダウンロードが可能です。

福岡県庁ホームページ>目的から探す>電子申請>手続きの検索・「医療従事者支援金」で検索

8 その他

本事業は、次の二つの事業とは別に実施するものです。

対象となる方や給付金額、申請方法等、それぞれ要件が異なりますのでご注意ください。

- (1) 国による「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」（20万円～5万円の給付）
- (2) 県が5月11日から寄附の募集をしている「福岡県新型コロナウイルス医療従事者応援金」

【申請書類の提出先、問合せ先】

* 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

福岡県保健医療介護部 医療指導課

医師・看護職員確保対策室看護職員確保班

* 電話 092-643-3276

* メールアドレス ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

申請の手続き等について

○申請書類提出期限

- ・ 交付要件に該当することとなった期間に応じて、以下の締切日までに申請書を提出いただくようお願いします。

	対象期間	申請締切日
1	令和2年2月～令和2年12月31日(木)	令和3年1月20日(水)
2	令和2年2月～令和3年1月31日(日)	令和3年2月19日(金)
3	令和2年2月～令和3年2月28日(日)	令和3年3月19日(金)
4	令和2年2月～令和3年3月31日(水)	令和3年4月9日(金)(※1)

※1 : 上記4の申請様式に記載していただく申請日は、令和3年3月31日までの日付とし、令和3年4月1日以降の日付を記載しないようにご注意ください。

○複数の医療従事者に係る合算申請について

- ・ 支援金は、原則1人10万円となっていますが、各医療機関における勤務実態に鑑み、従事時間が24時間未満の医療従事者を複数合算し、複数人で10万円とする申請も可能とします。
- ・ 合算による申請の始期は、令和2年2月(各医療機関における最初の患者受入日)から可能とし、申請についても随時受け付けますが、年度末は申請が集中することが予想されます。このため、円滑な支給ができるよう、合算による申請が決定され次第、速やかな申請をお願いします。(同一人に支給を複数回行うことはできませんが、医療機関の申請は複数回可能です。)

○事業対象期間について

- ・ 本支援金の対象期間は、令和3年3月31日までですので、申請もれがないようご注意ください。

- ・ また、申請の最終締切日は、令和3年4月9日（金）【必着・当日消印有効】となります。なお、最終締切日である4月9日を過ぎた申請はお受けできません。

○実績報告の提出期限

- ・ 申請者は、医療従事者への支援金の支給が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日までに実績報告書を県に提出することとなります。このため、医療機関ごとに報告書の提出日は異なることとなります。
- ・ しかし、事務処理の関係上、実績報告書の最終提出期限は、令和3年5月10日（月）【必着・当日消印有効】となりますのでご注意ください。

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金（以下、「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に携わる医療従事者への支援により、医療従事者への感謝・応援の気持ちを表し、医療従事者の士気高揚を図ることを目的とし、医療機関等を通じて、医療従事者一人につき一回限り、予算の範囲内において給付するものとする。

(申請者)

第3条 支援金の申請者は、次の（1）または（2）に掲げる施設において、患者の身体に直接接する等の治療・看護に携わった各医療従事者に対し、第5条で算出された支援金を支給する、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院等の開設者、第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者及び宿泊療養施設への医療従事者の派遣要請を受けた法人の代表者（以下、「給付対象者」という。）とする。

(1) 受入医療機関

イ 感染症指定医療機関

ロ 上記イ以外の医療機関で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第7条により準用される第19条または第20条に基づき患者が入院している医療機関

(2) 宿泊療養施設

イ 患者を受け入れるために県が用意した宿泊療養施設

2 この要綱において「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者とする。

3 この要綱において「医療従事者」とは、原則として医師、看護師、准看護師とする。ただし、患者が入院している病棟に専属で配置され、患者の身体に直接接する業務に従事する職員を含む。

4 支援金事業の対象期間は、令和2年2月から知事の定める期間までとする。

(暴力団排除条項)

第4条 前条の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の給付対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

ロ 暴力団員が実質的に運営している団体

ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

体

ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(支援金の算定方法)

第5条 支援金は、次により算出された額とする。

(1) 基準額 100千円

(2) 算定基礎人員

ア) 県内の受入医療機関において、原則として患者が入院する病棟に専属で配置され、合計24時間以上、患者の身体に直接接する業務に携わった医療従事者。

イ) 県が用意した宿泊療養施設において、原則として患者の治療・看護に携わるため派遣され、合計24時間以上(1泊2日を12時間、2泊3日を24時間で換算)勤務した医療従事者。

ウ) 上記ア)における「合計24時間以上」とは、連続しない従事時間の合算も認めるものとする。なお、宿直やオンコール等の待機時間は除外する。

エ) 上記ア)とイ)の時間は通算可能とする。

(3) 給付額

「(1) 基準額」に「(2) 算定基礎人員」の人数をかけた額

2 申請者は、支援金の給付にあたっては、次のとおりとする。

(1) 算定基礎人員となっている医療従事者に対し必ず支援金の支給を行わなければならない。

(2) 支援金の全額を医療従事者へ支給すること。

(給付決定の条件)

第6条 支援金の給付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 申請者が行う医療従事者への支援金の支給手続が支援金事業の実施期間内に完了しない場合又は申請者が行う医療従事者への支援金の支給手続の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 申請者は、支援金の給付に係る証拠書類等の管理について、実績報告書の提出日の属する年度の終了後7年間保管しておかななければならない。

(3) 知事は、当該要領の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(申請手続)

第7条 申請者は、様式1により知事が別途定める日までに申請しなければならない。

(支援金の給付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付決定を行い、様式2により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項で決定された金額について、30日以内に申請者に給付するものとする。

る。

(給付決定の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る給付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

(検査等)

第10条 知事は、本要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して報告または関係書類の提出を求め、実地検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、医療従事者への支援金の支給が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日までに、様式3による実績報告書を知事に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該実績報告に基づいて第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、支援金の額を確定し、様式4により申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消)

第13条 申請者が第4条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により給付決定を受けた場合、第10条に規定する検査の結果、第11条に既定する実績報告の確認等により給付の実績が不相当と判明した場合等、知事は、給付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第14条 知事は、第9条、第10条及び第13条の規定に基づき支援金の交付決定の全部または一部を取下げ及び取消した場合において、既に支援金の給付を行っているときは、申請者に対し支援金の返還を命ずるものとする。

2 知事は前項に基づき支援金を返還させるときは、次に掲げる事項を申請者に通知する。

(1) 返還すべき支援金の額

(2) 返還期限

(個人情報の取扱)

第15条 知事は、この要綱に基づき収集した個人情報について適切に管理し、支援金の給付手続き以外に使用しないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

(別紙)

【令和2年6月12日施行】

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金給付要綱第3条第4項の「知事の定める期間」については「令和2年6月30日」とする。

【令和2年11月30日施行】

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金給付要綱第3条第4項の「知事の定める期間」については「令和3年3月31日」とする。

福岡県新型コロナウイルス患者対応医療従事者支援金

Q & A

問1 入院患者の治療・看護に携わる24時間は、連続していないと対象とならないのか？ 従事した期間が空いてもよいのか？

答 新型コロナウイルス感染症で入院する患者の治療・看護に携わった後、しばらく間が空いて再び従事した場合や、1日だけ宿泊療養施設に入所する患者への治療・看護に携わった場合など、合計で24時間以上になれば対象となります。

問2 宿泊療養施設に、1泊2日や日帰りで行った場合はどうなるのか？

答 1泊2日の場合は12時間、日帰りの場合は勤務した時間を積み上げ、合計24時間になったら申請できます。

問3 1人で24時間以上の勤務実績がないと、対象とならないか？

答 原則として、1人で24時間以上対象業務に従事した医療従事者を支給対象としていますが、これに満たないものでも、医療機関の実情からやむを得ないと認められる場合には、複数の医療従事者を合算した申請も可能です。その場合、配分額は医療機関で決めていただくこととなりますが、必ず対象者に全額を分配支給してください。

(例：従事時間8時間の対象者が3人いて、合算して申請した場合、10万円を3人に配分して支給)

問4 帰国者・接触者外来でPCR検査に従事した医療従事者は、対象となるのか？

答 今回の県の支援金は、新型コロナウイルス感染症患者の治療・看護に携わっていただいた医療従事者を対象としており、PCR検査に従事していただいた医療従事者は対象となりません。

問5 福岡市、北九州市、久留米市にある医療機関の職員も対象になるのか？

答 政令市、中核市を含む県内の医療機関に勤務し、要件を満たす医療従事者は対象になります。

問6 退職した職員は対象にならないのか？

答 既に退職された医療従事者についても、給付対象者の要件を満たすのであれば申請が可能です。

その場合は、離職前の医療機関において県への申請及び本人への支援金の支給をしていただくようお願い致します。

問7 常勤職員しか対象にならないのか？

答 常勤・非常勤・委託・派遣職員等雇用の身分の別に関係なく、当該施設において24時間以上対象となる業務に従事すれば対象となります。

問8 他疾患で入院中の患者さんが、新型コロナウイルスに感染していることがわかった場合は、いつから対象になるのか？

答 PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性が判明した日から対象になります。

問9 患者の身体に直接接するとは、どのようなことを言うのか？

答 原則として、防護具などを着用し、心音の聴診、痰の吸引、全身清拭など、患者に直接接触して行う治療・看護を行う場合ですが、これと同程度に密接してベッドサイドで患者の健康状態の観察を行う場合などを含みます。

問10 勤務の実態をどのように証明すればいいのか？

答 患者さんの入院期間中に治療、看護を行ったことを証明できる勤務シフト表（実績版）等を提出してください。

問 11 医療機関は、対象者へはどのような方法で支給することになるのか？

答 給与と一緒に支給する、あるいは直接渡す等、支給方法は医療機関でご判断ください。その際には、支援金の趣旨を説明して、ねぎらいの言葉をかけていただくようお願いします。

問 12 対象者への支給は、給与として支払うのか？

答 給与ではなく、「所得税の課税対象とならない給付金」としてください。

問 13 県から支給されたお金は、医療機関の預かり金としてよいか？

答 預かり金勘定（負債）で取り扱ってください。
（所得金額には影響しません）

問 14 実際の支給はいつ頃になるか？

答 申請書を受け付けた後、速やかに審査し、給付を決定し、支払いを行う予定です。申請の集中、申請書確認作業等により、時間を要す場合があります。

問 15 宿泊療養施設で治療・看護を行った場合は、どこから申請するか？

答 所属されている医療機関等の勤務先を通して申請してください。

問 16 看護師のαさんは、令和2年2月から6月30日の間において、A病院のコロナ病棟に2日（16時間）勤務し、その後、A病院が受けたJMATからの派遣要請でB宿泊療養施設に1泊2日（12時間）勤務した。αさんは、支援金の支給対象となるか？

答 同一の医療機関での勤務時間の通算は可能です。αさんの場合、A病院とB宿泊療養施設での勤務時間が合計24時間となるため、A病院からの申請（10万円）となります。

問 17 看護師のβさんは、令和2年2月から6月30日の間に、A病院のコロナ病棟に2日（16時間）勤務し、その後退職。新たに就職したC病院のコロナ病棟で1日（8時間）勤務した。
βさんは10万円の支給対象となるか？

答 支援金は、要件を満たすことを証明する書類を添えて、医療機関から申請していただくこととなります。

βさんが24時間以上勤務したことが証明でき、いずれかの医療機関から申請していただければ、支給対象とすることはできます。

問 18 医師のγさんは、令和2年2月から6月30日の間に、A病院のコロナ病棟に3日（24時間）勤務し、その後、JMATからの派遣要請でA病院の職員として、B宿泊療養施設に2泊3日（24時間）勤務した。γさんは、2回分の支援金を申請できるか？

答 γさんは、病院と宿泊療養施設のどちらとも勤務時間の要件を満たしていますが、支援金は1人1回限りとなっています。どちらか一方での申請（どちらでも10万円）となります。

【よくあるお問い合せ①】（関連するQ&A：問8）

問 救急搬送された人が処置中に陽性患者と判明したためコロナ対応病棟へ入院した。その後、陰性となったため一般病棟へ移った後に退院となった。支援金の要件である「患者の身体に直接接する業務」に従事した期間はどこから考えればよいか。

答 要綱の患者とは「新型コロナウイルス感染症患者」を指すため、この場合は、「陽性患者と判明してから陰性と判明するまで」の期間です。

救急搬送されてから陽性患者と判明するまでの期間や、同一医療機関で入院中であっても陰性と判明された以降の期間は対象外です。

【よくあるお問い合せ②】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり24時間未満のため、複数人で10万円の合算申請をしたい。

（A看護師10時間＋B看護師12時間＋C准看護師8時間＝30時間）

答 一人1回限りの申請であること、複数人の合算申請を可としていることから、この場合の「3人・30時間で10万円」の申請は可能です。

支給する際にA・B・Cの3人で10万円を分けることとなります。（分ける金額は申請される医療機関で決定してください。）

【よくあるお問い合せ③】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり24時間未満の者が多く、複数人で10万円の合算申請をしたいが、24時間単位でうまく組み合わせられない者がでてしまうが次の申請は可能か。

① A看護師30時間 → 1人10万円

② A看護師6時間（①の残り）＋B准看護師18時間＝24時間
→ 2人で10万円

答 この場合の可否は次のとおりです。

① ○

② ×：Aがすでに①で10万円の支給となるため。

なお、①の申請をせずに、「A30時間＋B18時間とし、2人で10万円」とする場合は○となります。

【よくあるお問い合せ④】（関連するQ&A：問3）

問 看護師の従事時間が一人当たり24時間未満の者が多く、複数人で10万円の合算申請をしたいが、24時間単位でうまく組み合わせられない者がでてしまう。次の申請は可能か。

- ③ 看護師5名・各5時間=25時間 → 5名で10万円
- ④ 看護師3名・各7時間+准看護師1名・15時間=36時間
→ 4名で10万円
- ⑤ 看護師A～Eの5名
A21時間+B10時間+C7時間+D8時間+E2時間=48時間
→ 24時間の2倍なので、5人で20万円

答 この場合の可否は次のとおりです。

- ③ ○
- ④ ○：なお、看護師のうち1名を他の組み合わせに移すことができれば、「3人・29時間で10万円」の組み合わせとするのも可能。
- ⑤ ×：この場合、24時間の組み合わせは、「5名・48時間で10万円」または、「24時間以上の組み合わせとなる2～3名で10万円」です。2～3名で10万円の組み合わせとした場合は申請対象外となる方が生じます。申請にあたっては24時間以上になるよう積み上げた組み合わせとしてください。従事時間数の合計を24時間で割り戻す考え方ではありません。

【よくあるお問い合せ⑤】（関連するQ&A：問1、問2、問15）

問 県と契約した人材派遣会社から派遣され、宿泊療養施設で業務に従事した看護師が、その後、病院に就職してコロナ患者対応に従事した。この場合、病院は宿泊療養施設での従事時間を含めて24時間以上とし、申請してよいか。

答 この場合、宿泊療養施設での従事時間を含めた申請はできません。県が人材派遣会社に委託して宿泊療養施設に派遣した看護職員や、県が会計年度任用職員として任用し宿泊療養施設で業務に従事した看護職員については、支援金支給の対象外となります。